

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により土庄都市計画道路を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成26年11月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 都市計画を変更する土地の区域

3・4・1 東港線

3・5・2 土庄赤穂屋線

3・5・3 西港線

3・5・4 土庄八幡線

3・5・6 西本町東港線

縦覧に供する図面表示のとおり

2 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び土庄町建設課

3 縦覧期間

平成26年11月25日から同年12月9日まで